

大和市告示第189号

大和市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の申請手続等に関する要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成29年10月26日

大和市長 大 木 哲

大和市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の申請手続等に関する要綱を廃止する要綱

大和市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の申請手続等に関する要綱（平成18年大和市告示第122号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に、この要綱による廃止前の大和市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の申請手続等に関する要綱に基づきなされた申請その他の手続については、なお従前の例による。